

## 第5章 美しい芦屋をまもる・つくる・そだてる建物と樹木

歴史的建造物や古木は、長く存在することにより周辺の町並みを特徴づけており、喪失すれば景観の特性も失われる場合があります。歴史的価値のあるものだけではなく、人々に親しまれ、地域を特徴づける建築物や樹木は、魅力ある都市景観の形成のためにも、積極的に保存を図り、地域において活用していく必要があります。

### 1. 景観重要建造物

#### (1) 指定の方針

景観の形成上重要な価値があると認められる建築物や工作物で、次のいずれかに該当するもののうち、所有者の合意が得られたものを、都市景観審議会の意見を聴いたうえで景観重要建造物として指定します。

- ・ 地域のランドマークとして住民に親しまれているもの
- ・ 歴史的又は文化的価値のあるもの
- ・ 優れたデザインを持ち市の財産として保存を図ることが適当なもの

#### (2) 保全及び活用の方法

指定を受けた景観重要建造物については、下記のとおり保全を行い、本市を代表する景観資源として活用し、周辺全体の景観の向上を図ります。

- ・ 適正な維持管理を行い建築物又は工作物としての価値を高める
- ・ 現状変更等については慎重に行い必要最小限にとどめる
- ・ 建造物から視認できる場所において、新規に建築計画等を行う場合、素材や色彩、広告物の掲示等については十分に配慮する

### 2. 景観重要樹木

#### (1) 指定の方針

景観の形成上重要な価値があると認められる樹木で、次のいずれかに該当するもののうち、所有者の合意が得られたものを、都市景観審議会の意見を聴いたうえで景観重要樹木として指定します。

- ・ 樹形等が美しく地域住民に親しまれているもの
- ・ まちかど等衆目性の高い場所で地域のシンボルとなっているもの
- ・ 樹齢が長く地域の景観を語るうえで欠かせないもの

#### (2) 保全及び活用の方法

指定を受けた景観重要樹木については、下記のとおり保全を行い、本市を代表する景観資源として活用し、周辺全体の景観の向上を図ります。

- ・ 適正な維持管理を行い樹齢の延長を図る
- ・ 視認性の保持又は向上を図り、周辺における建築物や工作物の配置は慎重に行う